

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規則	○福島県交通遺児激励金支給規則の一部を改正する規則	七七	○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件	七八
告示	○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	七七	○障害者自立支援法を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	七九
公告	○県営土地改良事業計画を変更した件	七七	○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件	七九
	○県営土地改良事業の異種目換地指	七七	○貸金業者の登録を取り消した件	七九
	定の件	七七	○大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件二件	七九
			福島県公安委員会	
			○福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	七九
			○警備員指導教育責任者講習を実施する件二件	七九

規 則

福島県交通遺児激励金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年十一月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県規則第七十八号

福島県交通遺児激励金支給規則の一部を改正する規則

福島県交通遺児激励金支給規則(昭和四十六年福島県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第二項中「第七十二条第一項」を「第六十七条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(県民環境総務領域生活交通グループ)

福島県告示第七百五十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年十一月九日から同年十二月十日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年十一月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カンセキ会津若松店 会津若松市門田町大字黒岩字南青木九十八番地一号ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第七百五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、土田北地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成十九年十一月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間
平成十九年十一月十二日から
同 年十二月三日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所
耶麻郡猪苗代町役場

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第七百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項で準用する同法第五十三条の二第一項の規定により、次の土地を県営区画整理事業長坂地区に係る換地計画において非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。
平成十九年十一月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

イ ジ	障がい 児デイ サービ ス・ハ イジ	伊達市保原 町三一八	有限会 社地域 サポー ト研究 所	福島県伊達 郡桑折町伊 達崎字道林 一三	同	児童デイ サービス	障害児
--------	--------------------------------	---------------	-------------------------------	-------------------------------	---	--------------	-----

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第六百二十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成十九年十一月九日

福島県知事 佐藤 雄平

ま ん	生活サ ポート ひゅう ま	郡山市緑ヶ 丘西二一 一	郡山市逢瀬 町多田野 字棒芳七 一三	特定非 営利活 動法人 トマト ハウス	郡山市逢瀬 町多田野 字棒芳七 一三	居宅介護 重度訪問 介護	身体障害者 知的障害者 障害児
--------	------------------------	--------------------	-----------------------------	---------------------------------	-----------------------------	--------------------	-----------------------

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第六百二十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成十九年十一月九日

福島県知事 佐藤 雄平

名	称	所	在	地	指定年月日	自立支援 医療の種 類	指定する 診療科名	主として担 当する医師 又は歯科医 師
---	---	---	---	---	-------	-------------------	--------------	------------------------------

森 店	調剤薬局ツル ハドラッグ大	福島市大森字城 ノ内三五一	同	同	同	同	同	同
	局上町店	南相馬市原町区 上町三一二一	同	同	同	同	同	同
	局油井店	二本松市油井字 福岡四一	同	同	同	同	同	同
	局いずみ西店	福島市泉字清水 内一八一三	同	同	同	同	同	同

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第六百二十五号

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十八条第一項の規定に基づき、次のとおり貸金業者の登録を取り消した。

平成十九年十一月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 商号又は名称 ローンズファイブ
- 二 氏名(法人にあつては代表者名) 平栗 紳一郎
- 三 営業所又は事務所の所在地 郡山市富田町字諏訪前七一八
- 四 登録番号 福島県知事(N)第〇一八五六号
- 五 登録の取消しの日 平成十九年十一月一日

(商工総務領域金融グループ)

公告第六百二十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成十九年十一月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)藤越泉店 いわき市泉玉露二丁目十番一ほか
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 二千三百三十平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

- 四 零平方メートル
大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成十九年十月一日
- 五 届出年月日
平成十九年十月三十日
- 六 届出をした者
株式会社藤越

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

公告第六百二十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成十九年十一月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
藤越植田店 いわき市植田町中央一丁目二番地二
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
二千三十四平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成十三年八月二十一日
- 五 届出年月日
平成十九年十月三十日
- 六 届出をした者
藤越不動産株式会社

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県公安委員会

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年11月9日

福島県公安委員会委員長 松 本 忠 清

福島県公安委員会規則第8号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則(昭和32年福島県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第2 富岡警察署の部中

大野駐在所	双葉郡大熊町 大字下野上	双葉郡大熊町のうち大字 野上
熊野駐在所	双葉郡大熊町 大字熊	双葉郡大熊町のうち大字 大字小入野、大字夫沢

大三原、大字野上、大字下

熊、大字熊三、大字小良浜、

を 大町駐在所 双葉郡大熊町 双葉郡大熊町

に改める。

附 則

この規則は、平成19年11月13日から施行する。

福島県公安委員会公告第13号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定により、警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成19年11月9日

福島県公安委員会委員長 松 本 忠 清

1 講習の区分、期間及び日時並びに場所

(1) 区分

ア 法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習(以下「雑踏・交通誘導警備講習」という。)

イ 法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習(以下「施設警備講習」という。)

(2) 期間及び日時

ア 雑踏・交通誘導警備講習

(ア) 期間 2日間

(イ) 日時 平成20年1月21日(月)から同月22日(火)までの午前9時から午後5時まで

イ 施設警備講習

(ア) 期間 4日間

(イ) 日時 平成20年3月4日(火)から同月7日(金)までの午前9時から午後5時まで

(3) 場所

福島県青少年会館 (福島県福島市黒岩字田部屋53番 5)
電話024-546-8311

2 受講定員

各講習30名

3 受講対象者

受講しようとする講習に係る警備業務 (以下「受講警備業務」という。) 以外の警備業務に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証 (以下「資格者証」という。) 又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年国家公安委員会規則第2号。) 第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「修了証明書」という。) の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 最近5年間に受講警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
(2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定 (受講警備業務に係るものに限る。) に係る法第23条第4項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定 (受講警備業務に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定 (以下「旧1級検定」という。) (受講警備業務に係るものに限る。) に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定 (以下「旧2級検定」という。) (受講警備業務に係るものに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事しているもの

4 受講申込手続等

(1) 受講申込手続
受講を希望する者 (以下「受講希望者」という。) は、福島県内の各警察署に備え付けの受講申込書に必要な事項を記入し、写真 (6か月以内に撮影した無帽、無背景の正面の顔写真で、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの) 1葉を貼り付け、住所を管轄する警察署 (福島県外に住所を有する者については、福島県内の最寄りの警察署) に提出すること。
なお、郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(2) 添付書類

(1)の受講申込書には、受講希望者が交付を受けている資格者証又は修了証明書の写しを添付するほか、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める書類を添付すること。
ア 3の(1)に掲げる者 受講警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の

作成に係る書面及び履歴書 各1通

イ 3の(2)に掲げる者 受講警備業務1級の検定に係る合格証明書の写し 1通
ウ 3の(3)に掲げる者 受講警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び継続して1年以上受講警備業務に従事していることを証明する警備業者等の作成に係る書面 各1通
エ 3の(4)に掲げる者 旧1級検定 (受講警備業務に係るものに限る。) に係る旧検定規則第8条に規定する合格証 (以下「合格証」という。) の写し 1通
オ 3の(5)に掲げる者 旧2級検定 (受講警備業務に係るものに限る。) に係る合格証の写し及び継続して1年以上受講警備業務に従事していることを証明する警備業者等の作成に係る書面 各1通

(3) 受講申込みの受付期間

ア 雑踏・交通誘導警備講習
平成19年11月19日 (月) から同月30日 (金) まで (土曜日、日曜日及び同月23日を除く。) の午前9時から午後5時まで
イ 施設警備講習
平成20年1月7日 (月) から同月18日 (金) まで (土曜日、日曜日及び同月14日を除く。) の午前9時から午後5時まで

なお、各講習とも受講申込みの先着順に受講者を決定し、受講者の数が定員に達したときは、その後の申込みについては、受付期間中であっても受付を締め切るものとする。

(4) 講習内容及び修了審査

講習は、警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関することについて、雑踏・交通誘導警備講習にあつては14時間、施設警備講習にあつては23時間行うものとし、各講習の最終日に修了審査 (五枚択一式問題が14問で、試験時間が35分間のもの) を実施する。

(5) 受講手数料

ア 金額
イ 雑踏・交通誘導警備講習 14,000円
ロ 施設警備講習 23,000円
イ 納付方法
福島県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。
なお、既納の受講手数料は、返還しない。

(6) その他

ア 受講者は、講習初日の午前8時30分までに1の(3)に掲げる場所に集合し、受付を済ませること。
イ 受講に際しては、筆記具を持参すること。

5 講習の委託先

社団法人福島県警備業協会 (福島県福島市中町4番20号 みんなうべル401号)
電話024-523-4911

6 講習についての問い合わせ先

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
 福島県警察本部生活安全部生活安全企画課
 電話024-522-2151 内線3026又は3027

(生活安全企画課)

福島県公安委員会公告第14号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定により、警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成19年11月9日

福島県公安委員長 松本 忠清

1 講習の区分、期間及び日時並びに場所

(1) 区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「施設警備業務」という。)に係る講習

(2) 期間及び日時

ア 期間 7日間

イ 日時 平成20年2月12日(火)から同月20日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 場所

福島県青少年会館(福島県福島市黒岩字田部屋53番5)

電話024-546-8311

2 受講定員

30名

3 受講対象者

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する者であること。

(1) 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(施設警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(施設警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(以下「旧1級検定」という。)(施設警備業務に係るものに限る。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(以下「旧2級検定」という。)

(施設警備業務に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

4 受講申込手続等

(1) 受講申込手続

受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、福島県内の各警察署に備え付けの受講申込書に必要事項を記入し、写真(6か月以内に撮影した無帽、無背景の正面の顔写真で、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの)1葉を貼り付け、住所地を管轄する警察署(福島県外に住所を有する者にあつては、福島県内の最寄りの警察署)に提出すること。

なお、郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(2) 添付書類

(1)の受講申込書には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める書類を添付すること。

ア 3の(1)に掲げる者 施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書 各1通

イ 3の(2)に掲げる者 施設警備業務1級の検定に係る合格証明書の写し 1通

ウ 3の(3)に掲げる者 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び継続して1年以上施設警備業務に従事していることを証明する警備業者等の作成に係る書面 各1通

エ 3の(4)に掲げる者 旧1級検定(施設警備業務に係るものに限る。)に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し 1通

オ 3の(5)に掲げる者 旧2級検定(施設警備業務に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び継続して1年以上施設警備業務に従事していることを証明する警備業者等の作成に係る書面 各1通

(3) 受講申込みの受付期間

平成19年12月3日(月)から同月5日(水)までの午前9時から午後5時まで
 なお、講習は受講申込みの先着順に受講者を決定し、受講者の数が定員に達したときは、その後の申込みについては、受付期間中であっても受付を締め切るものとする。

(4) 講習内容及び修了考査

講習は、施設警備業務の専門的な知識及び技能に関することについて、47時限行うものとし、講習の最終日に修了考査(五枝択一式問題が40問で、試験時間が100分間のもの)を実施する。

(5) 受講手数料

ア 金額 47,000円

イ 納付方法 福島県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、既納の受講手数料は、返還しない。

- (6) その他
- ア 受講者は、講習初日の午前8時30分までに1の(3)に掲げる場所に集合し、受付を済ませること。
- イ 受講に際しては、筆記具を持参すること。
- 5 講習の委託先
社団法人福島県警備業協会（福島県福島市中町4番20号 みんゆうビル401号）
電話024-523-4911
- 6 講習についての問い合わせ先
郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話024-522-2151 内線3026又は3027

(生活安全企画課)